

※この納付書は3枚1組となっていますので、3枚とも同じ内容を記入し、金融機関等の窓口へお持ちください。

市町村コード		272086		大阪府貝塚市		法人市民税領収済通知書 (公)	
口座番号		00950-5-960283		加入者名			
所在地及び法人名 (法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)							
所在地							
法人名							
年度		処理事項		法人番号			
事業年度 (算定期間)		申告区分		中予確修更決 間定定正正定他			
法人税割額		01	百十億千百十	万千百十	円		
均等割額		02					
延滞金		03					
督促手数料		04					
合計額		05					
納期限		年 月 日					
指定金融機関名 (取りまとめ店)		千539-8794		大阪貯金事務センター			
取りまとめ局		千539-8794		大阪貯金事務センター			
上記のとおり領収しました。		領収日付印					
(納税者保管)							

税金は必ず納期限内にお納めください。納期限が過ぎますと延滞金が徴収されますから是非期限内に完納してください。

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から税金完納の日までの期間の回数に応じ、税額 (1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。) に年14.6% (納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%) の割合 (但し、平成26年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合 (租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合) が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合) を乗じて計算した額 (100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。) を延滞金として徴収します。

市町村コード		272086		大阪府貝塚市		法人市民税納付書 (公)	
口座番号		00950-5-960283		加入者名			
所在地及び法人名 (法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)							
所在地							
法人名							
年度		処理事項		法人番号			
事業年度 (算定期間)		申告区分		中予確修更決 間定定正正定他			
法人税割額		01	百十億千百十	万千百十	円		
均等割額		02					
延滞金		03					
督促手数料		04					
合計額		05					
納期限		年 月 日					
日計		口		領収日付印			
上記のとおり納付します。		円					
(金融機関保管)							

税金は必ず納期限内にお納めください。納期限が過ぎますと延滞金が徴収されますから是非期限内に完納してください。

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から税金完納の日までの期間の回数に応じ、税額 (1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。) に年14.6% (納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%) の割合 (但し、平成26年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合 (租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合) が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合) を乗じて計算した額 (100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。) を延滞金として徴収します。

市町村コード		272086		大阪府貝塚市		法人市民税領収証書 (公)	
口座番号		00950-5-960283		加入者名			
所在地及び法人名 (法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)							
所在地							
法人名							
年度		処理事項		法人番号			
事業年度 (算定期間)		申告区分		中予確修更決 間定定正正定他			
法人税割額		01	百十億千百十	万千百十	円		
均等割額		02					
延滞金		03					
督促手数料		04					
合計額		05					
納期限		年 月 日					
上記のとおり領収しました。		領収日付印					
(納税者保管)							

◎市税の納付場所 (指定金融機関等) は次のとおりです。

銀行：三井住友 りそな 関西みらい 池田泉州 南都 紀陽

信用金庫：大阪 金庫：近畿労働 信用組合：近畿産業

協同組合：大阪泉州農業 以上の本店及び各支店

ゆうちょ銀行・郵便局：近畿二府四県 (大阪府・京都府・和歌山県・兵庫県・奈良県 滋賀県) の各支店

上記納付場所で納付できない場合は、現金書留等で直接当市納税課あてにご送金ください。